

山口市中小企業等採用活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業等が求める人材の確保を図ることを目的として交付する、山口市中小企業等採用活動支援補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)中小企業者 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のもの

ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

エ その他これらに準ずる者として市長が認めるもの

(2)正規従業員 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 雇用期間の定めのないこと。

イ 市内事業所に就業すること。

(3)外国人材 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 日本以外の国籍を持ち、就労目的で在留が認められること。

イ 市内事業所に就業すること。

第3条 補助金の交付対象事業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)山口市内に主たる事業所を有する中小企業者又は本市との間で事業所の設置に係る協定を締結した事業者であること。

(2)やまぐちしごと応援サイトへ登録していること。

(3)市税を滞納していないこと。

(4)山口市からの指名停止措置を受けていないこと。

(5)事業主又は役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 求人情報紙や就職情報サイト等に正規従業員の求人情報を掲載する事業

(2) 人材紹介サービス（派遣などの正規従業員以外の紹介は除く）を利用する事業

(3) 外国人材の受入等に係る事業

(4) 採用ホームページの作成や改修、採用を目的とした企業紹介動画の制作に係る事業

(5) 採用活動にかかるコンサルティング等に要する事業

(6) 求職者の採用のため、企業説明会（オンラインも含む）その他これに準ずる催し（以下「企業説明会等」という。）を実施・参加を行う事業、インターンシップ等の実施を行う事業

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表に掲げる費用とし、第7条に定める補助金の認定申請を行う日の属する年度の3月31日までに支払いが完了した補助対象事業に要した経費とする。ただし、国・県・市及びこれらに準じる団体からの補助又は助成を受けた経費については対象外とする。

2 補助対象者と資本関係がある事業者又は補助対象者の代表者若しくは補助対象者の役員の属する企業等が支払先となっている経費については、対象外とする。

3 前項の規定は、補助対象者の親族等の経営する事業者が支払先となっているときについて準用する。この場合において、同項中「補助対象者の代表者若しくは補助対象者の役員の属する企業等」とあるのは、「補助対象者の配偶者若しくは2親等内の親族が代表者若しくは役員として属する企業等」と読み替えるものとする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、次の各号により算出した額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(1)第4条第1項第1号及び第6号に該当する補助金額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。

(2)第4条第1項第2号、第3号、第4号及び第5号に該当する補助金額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。

2 前項の規定により計算した額に1000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

3 同一事業者に対する補助金の交付は、次の各号のとおりとする。

(1)第4条第1項第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号に該当する事業は、一年度につき1回限りとする。

(2)第4条第1項第6号に該当する事業は、一年度につき20万円を上限とする。

(補助対象事業の認定)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、原則、事業実施日の前開庁日までに、山口市中小企業等採用活動支援補助金事業認定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 実施計画書(別紙1)

(2) 補助対象経費の見積書等の写し

(3) 補助対象事業の概要が分かるもの

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、同項の書類の内容確認を行い、補助対象事業として認定する場合は山口市中小企業等採用活動支援補助金事業認定決定通知書(様式第2号)、却下する場合は山口市中小企業等採用活動支援補助金事業認定却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助対象事業を認定する場合において、必要と認められる条件を付すことができる。

(補助事業の内容変更)

第8条 前条第2項の規定による認定を受けた補助対象者(以下「認定事業者」という。)が、補助事業の内容を変更する場合は、速やかにその旨を山口市中小企業等採用活動支援補助金事業変更承認申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

ただし、軽微な変更の場合はこの限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による変更承認申請があったときは、同項の書類の内容確認を行い、補助対象事業の内容の変更として承認する場合は山口市中小企業等採用活動支援補助金事業変更承認決定通知書（様式第5号）、却下する場合は山口市中小企業等採用活動支援補助金事業変更承認却下通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（認定の辞退）

第9条 認定事業者は、認定事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助金事業認定辞退届出書（様式第7号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

（補助金の交付申請）

第10条 認定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該補助対象事業の完了した日（事業に関する支払が完了した日）から30日を経過する日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、速やかに、山口市中小企業等採用活動支援補助金交付申請書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書（別紙2）
- (2) 補助対象経費の領収書等の写し
- (3) 補助対象事業の実施した概要が分かるもの
- (4) 本事業で制作した企業紹介動画（第4条第1項第4号に該当する事業のみ）
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の助金交付申請書により、補助対象経費が事業認定申請書に記載した予定額より増額となっても、事業認定決定通知書に記載した交付金額（以下「交付決定金額」という。）は増額しないものとする。

- 3 市長は、第1項第4号により提出された企業紹介動画を、ソーシャルメディアの市アカウント等にて公開し、やまぐちしごと応援サイトへ掲載することができるものとする。

（補助金の交付決定）

第11条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、決定事項及び交付金額を山口市中小企業等採用活動支援補助金交付決定通知書（様式第9号）により、また、適当でないとき認めるときは、山口市中小企業等採用活動支援補助金不交付決定通知書（様式第10号）によりそれぞれ通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定事業者」という。）は、補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付決定通知書を受理した後、速やかに山口市中小企業等採用活動支援補助金交付請求書（様式第11号）を市長へ提出しなければならない。

- 2 市長は、補助金交付請求書を受け取った後、30日以内に当該交付決定事業者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 認定及び補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。

(3) 補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき。

(4) その他市長が不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合、補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により通知するとともに、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を交付決定事業者に請求するものとする。

（報告及び調査）

第14条 市長は、必要と認めるときは、認定事業の内容、実績、収支その他市長が必要と認める事項について報告を求め、又は調査することができる。

（成果の公表）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、認定事業の成果について認定事業者に公表させることができる。

2 認定事業者は、前項の規定により成果の公表を求められたときは、これに応じなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費の区分	補助対象経費
第4条第1項第1号に規定する事業	広告料	求人情報紙、就職情報サイト及びSNS等への求人情報掲載に係る費用。
	その他	市長が特に必要と認めた費用。
第4条第1項第2号に規定する事業	利用料	人材紹介サービスの利用に係る費用。
	その他	市長が特に必要と認めた費用。
第4条第1項第3号に規定する事業	利用料等	外国人材受入れに係る初期費用（職業紹介事業者への斡旋料、監理団体の監理費、登録支援機関への委託に係る費用等）。
	その他	市長が特に必要と認めた費用。
第4条第1項第4号に規定する事業	委託料等	採用ホームページの作成や改修、採用を目的とした企業紹介動画の制作に係る費用。
	その他	市長が特に必要と認めた費用。
第4条第1項第5号に規定する事業	委託料等	採用活動に係る外部コンサルティング等に要す費用
	その他	市長が特に必要と認めた費用。
第4条第1項第6号に規定する事業	消耗品費	企業説明会等の実施にあたって、会場装飾等の購入に係る費用。
	使用料及び賃借料	企業説明会等の実施にあたって、会場使用、会場装飾及び備品等資材借入に係る費用。
	参加負担金等	企業説明会等の主催者に対して支払った費用のうち、参加負担、会場使用、会場装飾及び備品等資材借入に係る費用。
	旅費	企業説明会等に派遣した、従業員の交通費及び宿泊費。ただし、1参加当たり2人分までとし、補助対象経費の上限額は山口市職員等の旅費に関する条例に準ずる。
	事業経費	インターンシップ等の実施に係る費用（消耗品費・広告費等）
	その他	市長が特に必要と認めた費用。

※消費税及び地方消費税に相当する額は除く。